

ご来場による新型コロナウイルスの感染リスクを避けるために、株主の皆様の安全・安心を最優先に、書面による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。

第55期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

目 次

第55期定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5
(第55期定時株主総会招集ご通知 添付書類)	
事業報告……………	14
連結計算書類……………	32
計算書類……………	43
監査報告書……………	51

開催情報

<開催日時>

2022年 8月26日 (金曜日)

午前10時 (受付開始 9時30分)

<開催場所>

東京都品川区大崎一丁目11番1号

ゲートシティ大崎 地下1階

ゲートシティホール

<決議事項>

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

証券コード 9651
2022年8月5日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番1号
日本プロセス株式会社
代表取締役社長 多 田 俊 郎

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な対策を実施したうえで開催させていただくことといたします。

株主の皆様におかれましては、ご来場による感染リスクを避けるために、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年8月25日（木曜日）営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2022年8月25日（木曜日）営業時間終了の時（午後6時）までに行使してください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月26日（金曜日）午前10時（受付開始 9時30分）

2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 地下1階 ゲートシティホール

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第55期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第55期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- （注）1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
2. 本招集ご通知の事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに

修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ（<https://www.jpdc.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載することによりお知らせいたします。

3. 節電への協力のため、当日、当社の役員及び係員はクールビズ（ネクタイ・上着なし）及び事前の検温・マスク等の着用にて対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
4. ご来場の株主様におかれましては、マスクの持参・着用をお願いします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年8月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年8月25日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年8月25日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

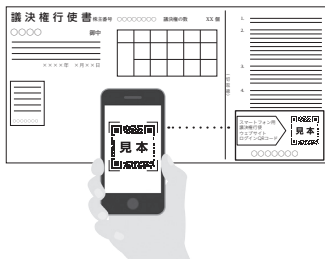
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

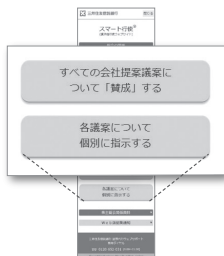
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

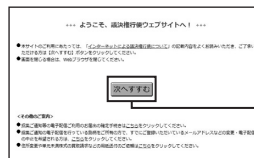
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

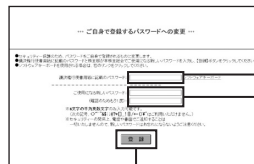
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第14条（参考書類等のインターネット開示） <u>当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u>	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第14条（電子提供措置等）</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新 設)	<u>（附則）</u> <u>第1条（電子提供措置等に関する経過措置）</u> 変更前定款第14条（参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。 3. 本条の規定は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。
(新 設)	

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況	候補者性
1	おおぶひとし 大 部 仁	代表取締役会長		再任
2	ただとしろう 多 田 俊 郎	代表取締役社長		再任
3	あずまさとし 東 智	取締役	事業統括兼事業本部長 大連艾普迪科技有限公司董事長兼總經理	再任
4	さかまきよしひろ 坂 巻 詳 浩	取締役	財務統括兼経理部長	再任
5	なごやあつし 名古屋 敦	取締役	管理統括兼情報システム統括兼情報システム部長 大連艾普迪科技有限公司董事	再任
6	みしなまこと 三 品 真	取締役	品質統括兼技術統括兼プロジェクト管理支援部長	再任
7	もろほしのぶや 諸 星 信 也	取締役	広告システム研究所所長 東京コンサルティング株式会社顧問	再任 社外取締役 独立役員
8	いちのせますお夫 一 瀬 益 夫	取締役	東京経済大学名誉教授	再任 社外取締役 独立役員

再任 再任取締役候補者 社外取締役 社外取締役候補者 独立役員 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当 社 の 株 式 の 数
1	再任 おお ぶ ひとし 大 部 仁 (1968年6月16日生)	1992年 4 月 郵政省（現総務省）入省 2000年 1 月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2000年 8 月 当社取締役 2003年 7 月 当社代表取締役社長 2005年 7 月 コンピュータシステムプランニング株式会社代表取締役社長 2006年 8 月 株式会社日本システムアプリケーション代表取締役社長 2013年 6 月 当社代表取締役会長 2016年 6 月 当社代表取締役会長兼情報システム統括 2021年 6 月 当社代表取締役会長（現任）	1,102,774株
取締役候補者とした理由 大部仁氏は、2003年から10年に亘り代表取締役社長を務め、2013年からは代表取締役会長に就任し、経営者としての見識・バランス感覚を備え、取締役の職務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社及び当社グループの監督機能強化のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。			
2	再任 た だ とし ろう 多 田 俊 郎 (1959年10月3日生)	1984年 4 月 当社入社 2004年 3 月 当社品質技術部長 2006年 8 月 当社執行役員品質技術部長 2007年 6 月 当社執行役員プロジェクト管理支援部長 2009年 6 月 当社品質統括兼プロジェクト管理支援部長 2009年 8 月 当社取締役品質統括兼プロジェクト管理支援部長 2012年 6 月 当社取締役品質統括兼情報システム統括兼プロジェクト管理支援部長 2013年 8 月 当社取締役品質統括兼技術統括兼情報システム統括兼プロジェクト管理支援部長 2015年 6 月 当社取締役事業統括兼技術統括兼事業本部長 2018年 6 月 当社取締役管理統括兼技術統括 2020年 8 月 当社常務取締役管理統括兼技術統括 2021年 6 月 当社代表取締役社長兼技術統括 2022年 6 月 当社代表取締役社長（現任）	29,951株
取締役候補者とした理由 多田俊郎氏は、当社内で事業部門における幅広い領域で責任者を歴任し、多面的な経験と幅広い見識を有し、2020年より常務取締役、2021年より代表取締役社長として当社及び当社グループの経営全般を担っております。その豊富な経験と知見をもとにした適切な経営判断によって職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当 社 の 株 式 の 数
3	再任 あずま 東 さとし 智 (1964年1月19日生)	1991年10月 当社入社 2006年 7 月 国際プロセス株式会社取締役 2008年 7 月 大連艾普迪科技有限公司総経理 2010年 6 月 当社制御システム事業部長兼海外事業推進部長 2016年 7 月 国際プロセス株式会社代表取締役社長 2018年 6 月 当社事業統括兼事業本部長兼営業支援・パートナー推進室長 2018年 8 月 当社取締役事業統括兼事業本部長兼営業支援・パートナー推進室長 2019年 6 月 当社取締役事業統括兼事業本部長（現任） 2021年 8 月 大連艾普迪科技有限公司董事長（現任）	43,120株
取締役候補者とした理由 東智氏は、当社の事業全般を統括し、当社事業における豊富な経験と実績を有しています。同氏は、事業戦略の策定とその推進において、十分に職責を果たしており、当社の企業価値の更なる向上を実現するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。			
4	再任 さか まき よし ひろ 坂 巻 詳 浩 (1968年9月20日生)	1995年 1 月 株式会社フルキャスト（現株式会社フルキャストホールディングス）入社 2005年10月 アジアパシフィックシステム総研株式会社（現キャノン電子テクノロジー株式会社）取締役 2008年 5 月 ネットイットワークス株式会社（現KCCSモバイルエンジニアリング株式会社）取締役 2009年10月 スリープログループ株式会社（現ギグワークス株式会社）執行役員経営管理室長 2011年 3 月 当社入社 2012年 6 月 当社経理部長 2016年 6 月 当社財務統括兼経理部長 2016年 8 月 当社取締役財務統括兼経理部長（現任） 2018年 6 月 株式会社アルゴリズム研究所取締役	10,679株
取締役候補者とした理由 坂巻詳浩氏は、当社の経理・財務戦略を統括し、経理・財務に関する豊富な経験と実績を有しています。同氏は当社及び当社グループの経理・財務の効率化の推進において十分に職責を果たしており、当社の企業価値の更なる向上を実現するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
5	再任 なごやあつし 名古屋敦 (1968年8月29日生)	1990年 4 月 当社入社 2012年 6 月 当社交通システム事業部長 2015年 6 月 当社交通システム事業部長兼制御システム事業部副事業部長 2016年 6 月 当社自動車システム事業部長 2017年 6 月 当社事業本部副本部長兼自動車システム事業部長 2019年 6 月 当社事業本部副本部長兼車載システム事業部長 2019年12月 大連艾普迪科技有限公司董事（現任） 2020年 6 月 当社事業本部副本部長 2020年 8 月 当社取締役事業本部副本部長 2021年 4 月 当社取締役事業本部副本部長兼情報システム部長 2021年 6 月 当社取締役品質統括兼情報システム統括兼プロジェクト管理支援部長兼情報システム部長 2022年 6 月 当社取締役管理統括兼情報システム統括兼情報システム部長（現任）	5,794株
取締役候補者とした理由 名古屋敦氏は、当社内で事業部門における幅広い領域で責任者を歴任し、当社事業における豊富な経験と実績を有しています。同氏は、事業戦略の策定とその推進において、十分に職責を果たしており、当社の企業価値の更なる向上を実現するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。			
6	再任 みしなまこと 三品真 (1965年10月1日生)	1985年 4 月 当社入社 2006年 6 月 当社ITソリューション1部長兼京浜事業所長 2009年 6 月 当社グループ会社統括兼管理部長 2010年 6 月 当社産業・公共システム事業部長 2011年 2 月 当社特定情報システム事業部エグゼクティブプロジェクトマネージャ 2014年 6 月 当社産業・公共システム事業部長 2016年 4 月 当社管理部長 2021年 6 月 当社管理統括兼管理部長 2021年 8 月 当社取締役管理統括兼管理部長 2021年 9 月 当社取締役管理統括 2022年 6 月 当社取締役品質統括兼技術統括兼プロジェクト管理支援部長（現任）	31,285株
取締役候補者とした理由 三品真氏は、当社内で管理部門や事業部門における幅広い領域で責任者を歴任し、当社事業における豊富な経験と実績を有しています。同氏は、当社の事業戦略の策定とその推進において、十分に職責を果たしており、当社の企業価値の更なる向上を実現するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当 社 の 株 式 の 数
7	再任 社外取締役 独立役員 もろ ほし のぶ や 諸 星 信 也 (1945年9月13日生)	1970年 4 月 株式会社電通入社 1987年10月 同社情報システム室企画開発部長 1999年 1 月 同社情報システム局長 2005年10月 広告システム研究所所長（現任） 2005年10月 東京コンサルティング株式会社顧問（現任） 2008年 8 月 当社社外取締役（現任）	—
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 諸星信也氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、高度な情報システム関連技術と実績を有しております。同氏は、その知見と上場企業での上級管理者としての視点に基づき経営の監督にあたり、十分にその職責を果たしており、社外取締役として適切な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。 諸星信也氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって14年となります。			
8	再任 社外取締役 独立役員 いちの せ ます お 一 瀬 益 夫 (1948年5月22日生)	1975年 4 月 東京経済大学経営学部助手 1993年 4 月 東京経済大学経営学部教授 2008年 4 月 東京経済大学常務理事兼副学長 2018年 4 月 東京経済大学名誉教授（現任） 2018年 8 月 当社社外取締役（現任）	—
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 一瀬益夫氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、経営学に関する幅広い知見を有しております。同氏は、その知見に基づき経営の監督にあたり、十分にその職責を果たしており、社外取締役として適切な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。 一瀬益夫氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項

(1) 諸星信也氏及び一瀬益夫氏は、社外取締役候補者であります。

(2) 諸星信也氏は、当社の指名・報酬諮問委員会の委員長に就任する予定であります。

(3) 一瀬益夫氏は、当社の投資審査諮問委員会の委員に就任する予定であります。

(4) 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定めており、本総会において、諸星信也氏及び一瀬益夫氏の再任が承認された場合、両氏と当社の間で当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 当社は、諸星信也氏及び一瀬益夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、次期定時株主総会開始の時までを選任の効力とする補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
1	よね しま ひで き 米 島 英 紀 (1961年7月21日生)	2006年 3 月 当社入社 2006年 6 月 当社企画部IRグループ長 2007年 6 月 当社経営企画部経営管理室長 2009年 6 月 当社経営企画部長 2022年 4 月 当社経営企画部シニアスタッフ（現任）	1,200株
	補欠監査役候補者とした理由 米島英紀氏は、当社内の経営企画部門の責任者を歴任し当社の経営全般に精通しております。また同氏は経営管理に関して幅広い知見を有しておられることから、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠監査役候補者として選任をお願いするものであります。		
2	社外監査役 の なか たい き 野 中 大 輝 (1981年1月14日生)	2017年 9 月 司法試験合格 2018年12月 司法研修所入所（第72期司法修習生） 2019年12月 司法研修所卒業 2020年 1 月 弁護士（東京弁護士会） 2020年 1 月 中村・椎名法律事務所入所（現任）	—
	補欠社外監査役候補者とした理由 野中大輝氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 野中大輝氏は、中村・椎名法律事務所の弁護士（東京弁護士会）であります。当社は中村・椎名法律事務所に所属する他の弁護士と法律顧問契約を締結しております。
2. 補欠社外監査役候補者に関する事項
- (1) 野中大輝氏は補欠社外監査役候補者であります。
- (2) 責任限定契約の概要
- 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定めております。本総会において、野中大輝氏の選任が承認され監査役に就任した場合、同氏と当社の間で当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
3. 候補者米島英紀氏は監査役浦山一氏の補欠、候補者野中大輝氏は社外監査役椎名健二氏及び社外監査役上蘭朗氏の補欠であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、当社監査役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

＜ご参考＞第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役・監査役のスキル・マトリックス

(1) スキル・マトリックス

当社における 地位（予定）	氏名	企業経営	ICT	品質管理	人材開発	財務・会計	法務・ コンプライアンス
代表取締役会長	大 部 仁	○	○				○
代表取締役社長	多 田 俊 郎	○	○	○	○		○
取締役	東 智	○	○	○	○		
取締役	坂 巻 詳 浩	○			○	○	○
取締役	名 古 屋 敦	○	○	○	○		○
取締役	三 品 真	○	○	○	○		○
社外取締役	諸 星 信 也	○	○	○	○		
社外取締役	一 瀬 益 夫	○	○		○	○	
常勤監査役	浦 山 一		○			○	○
社外監査役	椎 名 健 二						○
社外監査役	上 園 朗					○	

(2) スキルについての説明

スキル	説明
企業経営	企業での経営者としての経験または専門的な知見
ICT	ICT（ソフトウェア開発）に関する部門長・統括の経験または専門的な知見
品質管理	品質・リスク管理に関する部門長・統括の経験または専門的な知見
人材開発	人事・採用・教育に関する部門長・統括の経験または専門的な知見
財務・会計	財務・会計に関する部門長・統括の経験または専門的な知見、公認会計士または税理士資格
法務・コンプライアンス	法務・コンプライアンスに関する部門長・統括の経験または専門的な知見、弁護士資格

以 上

添付書類

事業報告

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（以下、当期）より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しておりますが、当期については従来の会計基準を適用した場合と比べて、売上、利益に与える影響は軽微であります。詳細については、連結注記表（会計方針の変更に関する注記）1. 収益認識に関する会計基準等の適用をご参照ください。

また、文中の前期比較については、収益認識会計基準等の適用前の前期実績を用いております。

当期におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化に向けた新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策が行われる中、持ち直しの動きが継続しました。一方、新たな変異株出現のリスクや、ウクライナ情勢をめぐるサプライチェーンの混乱、原油をはじめとする様々な原材料の高騰などで、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

情報サービス産業におきましては、ソフトウェア投資は緩やかに増加しており、デジタル庁の発足によりデジタル社会の実現に向けた行政サービスや民間企業でのデジタル化の推進も期待されるものの、IT投資の動向については慎重に見極めていく必要が生じております。

こうした環境の中、当社は、「ソフトウェアで社会インフラ分野の安全・安心、快適・便利に貢献する」を中期経営ビジョンとする新中期経営計画（2021年6月～2024年5月）を策定し、人材育成のための大規模案件請負の推進、トータル・ソフトウェア・エンジニアリング・サービスのトータル度向上を基本方針といたしました。

人材育成のための大規模案件請負の推進としては、営業力強化を図り大規模案件を受注し、開発を通じて、新規設計能力やマネジメント力の向上などの人材育成を積極的に進めてまいります。トータル・ソフトウェア・エンジニアリング・サービスのトータル度向上としては、これまでも顧客のご協力を得ながら長期的に継続している「ソフトウェアの要件定義、開発から運用・保守までをトータルにサービスすることで、顧客に最大のメリットを提供する」という取組みを、各セグメントの事業環境に応じてさらなるトータル度向上を図り、顧客への付加価値向上を狙ってまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組みとしましては、当社グループ社員及び家族の健康や安全を確保しつつ、顧客に安定したサービスを継続的に提供するため、ガイドラインを適宜更新し、外出/国内外出張の自粛、Webでの会議/研修、リモートワークなどを継続し、新型コロナウイルス感染症拡大リスクの低減に努めてまいりました。

この結果、売上高は7,947百万円（前期比4.0%増）、営業利益は775百万円（前期比10.5%増）、経常利益は808百万円（前期比0.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は532百万円（前期比2.1%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

(制御システム)

制御システムでは、火力発電所向け監視・制御システムは作業量が減少したものの、再生可能エネルギーシステムで新規案件を受注し好調に推移しました。在来線の運行管理システムは、前期より継続している大規模請負案件が順調に推移したものの、第4四半期は作業量が減少したため、売上、利益とも減少しました。また、海外高速鉄道の運行管理システムは横ばいとなりました。

この結果、売上高は1,408百万円（前期比2.9%減）、セグメント利益は330百万円（前期比17.8%減）となりました。

(自動車システム)

自動車システムでは、自動運転/先進運転支援関連は新型コロナウイルス感染症の影響に加え、開発案件の端境期となったため一部体制を縮小しました。一方、電動化案件は、開発規模の拡大が継続し受注量が増加しました。

この結果、売上高は1,871百万円（前期比3.6%増）、セグメント利益は490百万円（前期比4.4%増）となりました。

(特定情報システム)

特定情報システムでは、衛星画像関連と自動運転/先進運転支援関連の画像認識/識別案件が好調に推移しました。危機管理関連の大規模請負案件で体制を拡大したことで、堅調に推移しました。

この結果、売上高は739百万円（前期比8.2%増）、セグメント利益は165百万円（前期比8.0%増）となりました。

(組込システム)

組込システムでは、ストレージデバイスは既存製品、新ストレージ開発とも担当範囲の拡大に伴い体制を大きく拡大し好調に推移しました。一方、IoT建設機械関連は開発案件の谷間となり減少しました。

この結果、売上高は1,223百万円（前期比13.4%増）、セグメント利益は284百万円（前期比29.8%増）となりました。

(産業・ICTソリューション)

産業・ICTソリューションでは、航空宇宙関連は大型リプレイス案件で体制を拡大し好調に推移しました。システム構築関連はクラウドシステム構築案件の獲得を強化したことや、開発環境構築案件が増加したことなどで、好調に推移しました。社会基盤関連は消防システムが堅調に推移しました。

この結果、売上高は2,705百万円（前期比3.1%増）、セグメント利益は510百万円（前期比7.1%増）となりました。

② 設備投資等の状況

当社グループの当期の設備投資額は39百万円ですが、その主なものはソフトウェア開発のための事務用機器14百万円、社内システム改善のためのソフトウェア22百万円であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
特記すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当社は、2021年6月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社アルゴリズム研究所と吸収合併を行い、同社が営んでおりましたシステム開発事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 52 期 (2019年5月期)	第 53 期 (2020年5月期)	第 54 期 (2021年5月期)	第 55 期 (当連結会計年度) (2022年5月期)
売 上 高 (千円)	7,215,377	7,770,659	7,643,334	7,947,225
経 常 利 益 (千円)	665,122	785,796	803,490	808,196
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	501,149	558,579	544,184	532,838
1株当たり当期純利益 (円)	51.09	57.40	56.27	55.63
総 資 産 額 (千円)	10,628,865	11,295,602	11,782,198	11,735,882
純 資 産 額 (千円)	8,822,364	9,396,620	9,675,884	9,671,715
1株当たり純資産額 (円)	896.61	973.04	999.93	1,002.86

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度から適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況の推移については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な子会社の状況 (2022年5月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
大 連 艾 普 迪 科 技 有 限 公 司	千人民元 632	% 100.0	各種ソフトウェアの開発

- (注) 1. 当連結会計年度における子会社は、上記1社であります。
2. 当社の連結子会社でありました株式会社アルゴリズム研究所は、当社を存続会社とする吸収合併(合併期日：2021年6月1日)により消滅したため、除外しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済状況の激変から、業界別の受注環境は大きく変化しております。そのため、当社の各セグメント間の受注量の格差が拡大し、受注価格低減の要求もあいまって、早急な対応をとることが求められています。また、新型コロナウイルス感染症が完全には収束しないなかにおいても、経済活動は徐々に通常に近い状態に回復していくものと見込まれるものの、事業環境の変化に注視する必要があります。

これらの直面する課題に対処するだけでなく、今後さらなる飛躍をするための備えをすることも重要な課題であり、以下の取組みを行ってまいります。

① 営業力の強化と引き合い案件の増加

取引量の多い既存の顧客からの安定受注に加え、それに次ぐ顧客からの受注拡大のネックとなっているリソース（技術者）を確保するために人材の流動化をさらに進めます。また、新規顧客を開拓するために、当社グループの主力技術分野での提案力を強化し、営業体制の強化を図ります。これにより主要取引先の占有リスク回避にもつなげてまいります。

② 請負化・大規模化の推進

プロジェクト管理支援部によるプロジェクトマネージャ育成プログラムを実施し、プロジェクト管理能力を強化することにより請負業務のリスクを軽減し、大規模システムの請負能力を強化します。品質技術部により開発プロセスを標準化し、安定した品質と生産性の向上を図ります。また、必要な技術を持つ技術者を流動的にプロジェクトに結集させるために事業部間の連携を強化してまいります。

③ コスト競争力の強化

プロジェクト管理の強化により品質と開発効率を向上させると同時に、中国現地法人を活用し原価低減を進めます。また、基幹情報システムにより管理業務を効率化させることで販売費及び一般管理費を削減し、コスト競争力を強化してまいります。

④ 優秀な人材の確保、育成

当社グループの競争力の源泉である人材育成に関しては、これまで同様、社外の人材育成の専門家の協力を得て、最優先事項として取り組んでまいります。また、採用活動におきましても、海外を含めた広い視野で実施し、優秀な人材の確保に努めてまいります。

⑤ グローバル化の推進

今後も増加することが予想されます海外案件につきましては、顧客がグローバル市場で競争優位を保てるよう技術の育成を図り、顧客とともに積極的にグローバル化を推進してまいります。

⑥ パートナー企業の開拓

業界におけるリソース（技術者）不足を解消するために、業務を任せることのできる技術力に優れたパートナーを増やしてまいります。また、あわせて必要となる技術者を必要なタイミングで見つける仕組み作りを進めてまいります。

⑦ 働き方改革の推進

多種多様な働き方に対応するための在宅勤務制度等の導入や、利便性・生産性を向上するための労働環境の改善を進め、持続的な成長を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年5月31日現在）

事業種類	セグメント	主 な 事 業 内 容
システム開発	制 御 シ ス テ ム	エネルギープラント、交通・運輸
	自 動 車 シ ス テ ム	自動運転／先進運転支援、車載制御、車載情報機器
	特 定 情 報 シ ス テ ム	防災、危機管理、宇宙・航空
	組 込 シ ス テ ム	ストレージデバイス、IoT建設機械、医療機器
	産業・ICTソリューション	ビジネスシステム、公共システム、構築サービス

(6) 主要な事業所等（2022年5月31日現在）

名 称	所 在 地
日 本 プ ロ セ ス 株 式 会 社	
本 社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
日 立 事 業 所	茨城県日立市大みか町一丁目5番17号
勝 田 事 業 所	茨城県ひたちなか市高場1488番9
京 浜 事 業 所	神奈川県川崎市幸区大宮町1310
横 浜 事 業 所	神奈川県横浜市西区平沼一丁目2番23号
恵 比 寿 事 業 所	東京都渋谷区恵比寿南二丁目6番14号

(7) 使用人の状況（2022年5月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
674名	2名減

- (注) 1. 従業員数には、使用人兼務役員及び臨時従業員9名は含まれておりません。
2. 当社グループの従業員は、同一の従業員が複数のセグメントに就業しているため、セグメント別に記載しておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
587名	25名増	38.0歳	13.4年

- (注) 1. 従業員数には、使用人兼務役員及び臨時従業員9名は含まれておりません。
2. 当社の従業員は、同一の従業員が複数のセグメントに就業しているため、セグメント別に記載しておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2022年5月31日現在）

借入金はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（2022年5月31日現在）

- | | |
|------------|-------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 42,580,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 9,644,094株（自己株式1,000,926株を除く） |
| ③ 株主数 | 2,714名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
大 部 満 里 子	1,248千株	12.95%
大 部 仁	1,102千株	11.43%
大 部 力	1,090千株	11.30%
日 本 プ ロ セ ス 社 員 持 株 会	725千株	7.52%
ア ド ソ ル 日 進 株 式 会 社	622千株	6.45%
吉 川 豁 彦	504千株	5.23%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	334千株	3.47%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	235千株	2.44%
白 川 一 幸	200千株	2.07%
萩 野 正 彦	100千株	1.04%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,000,926株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	16,379株	6 名
社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (3)⑤取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2021年8月30日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式を取得することを決議し、以下のとおり取得いたしました。
- | | |
|--------------|--------------------------|
| イ. 取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| ロ. 取得した株式の総数 | 150,000株 |
| ハ. 取得価額の総額 | 117,750,000円 |
| ニ. 取得の目的 | 機動的な資本政策の遂行及び株主の皆様への利益還元 |
| ホ. 取得した日 | 2021年8月31日 |
- ② 当社は、2018年8月24日開催の第51期定時株主総会においてご承認いただきました、取締役に対する譲渡制限付株式報酬の導入に伴い、2021年9月14日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役6名に対

する譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分いたしました。

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| イ. 処分した株式の種類 | 当社普通株式 |
| ロ. 処分した株式の総数 | 16,379株 |
| ハ. 処分価額の総額 | 13,037,684円 |
| ニ. 処分の目的 | 譲渡制限付株式報酬に基づいた取締役への株式割当てのため |
| ホ. 処分した日 | 2021年10月12日 |

③ 当社は、2022年4月26日開催の取締役会決議に基づき、当社の従業員に対する譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分いたしました。

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| イ. 処分した株式の種類 | 当社普通株式 |
| ロ. 処分した株式の総数 | 101,200株 |
| ハ. 処分価額の総額 | 77,924,000円 |
| ニ. 処分の目的 | 譲渡制限付株式報酬に基づいた従業員への株式割当てのため |
| ホ. 処分した日 | 2022年5月20日 |

(3) 会社役員の状況（2022年5月31日現在）

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大 部 仁	
代表取締役社長	多 田 俊 郎	技術統括
取 締 役	東 智	事業統括兼事業本部長 大連艾普迪科技有限公司董事長兼總經理
取 締 役	坂 巻 詳 浩	財務統括兼経理部長
取 締 役	名 古 屋 敦	品質統括兼情報システム統括兼プロジェクト管理支援部長兼情報システム部長 大連艾普迪科技有限公司董事
取 締 役	三 品 真	管理統括
取 締 役	諸 星 信 也	広告システム研究所所長 東京コンサルティング株式会社顧問
取 締 役	一 瀬 益 夫	東京経済大学名誉教授
常 勤 監 査 役	川 畠 匡 博	大連艾普迪科技有限公司監事
監 査 役	椎 名 健 二	弁護士（東京弁護士会）中村・椎名法律事務所
監 査 役	上 蘭 朗	上蘭朗公認会計士事務所所長 カ운시ードコンサルティング株式会社代表取締役 カ운시ード税理士法人代表社員

- (注) 1. 取締役諸星信也氏及び一瀬益夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役椎名健二氏及び上蘭朗氏は、社外監査役であります。
3. 監査役上蘭朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2021年8月27日開催の第54期定時株主総会において、三品真氏が取締役に就任いたしました。
5. 当社は、社外取締役諸星信也氏及び一瀬益夫氏並びに社外監査役上蘭朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
上 石 芳 昭	2021年8月27日	任期満了	取締役
松 岡 仁	2021年8月27日	任期満了	取締役

- (注) 1. 常勤監査役川畠匡博氏は、2022年6月27日逝去により退任いたしました。
2. 監査役浦山一氏は、2022年6月29日に就任いたしました。なお同氏は2021年8月27日開催の第54期定時株主総会において補欠監査役に選任されております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社並びに子会社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の報酬に関する基本方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けて決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(a) 報酬体系

- ・取締役報酬は、「固定報酬」、単年度の業績を反映した「業績連動報酬」、及び中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブとなる「譲渡制限付株式報酬」により構成する。ただし社外取締役は、固定報酬のみとする。

(b) 固定報酬

- ・固定報酬総額は、1990年8月30日開催の第23期定時株主総会における決議により、取締役は年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）を総枠とする。
- ・各取締役の固定報酬額は、代表取締役が職責及び経営の貢献度に応じて役位ランク別テーブルに沿って固定報酬額案を策定し、指名・報酬諮問委員会に諮問したのち、7月の取締役会で決定する。

(c) 業績連動報酬

- ・取締役賞与総額は、毎期の売上高から賞与を除くすべての費用を差し引いた額を賞与前総利益とし、定められた率を乗じることにより決定する。
- ・各取締役の取締役賞与額は、代表取締役が職責及び経営の貢献度に応じて評価し取締役賞与総額の範囲内で策定した賞与額案を、指名・報酬諮問委員会に諮問したのち、7月の取締役会で決定し、一定の時期に支給する。
- ・賞与前総利益により賞与総額を決定することで、業績向上へのモチベーションの高まりを図ることを目的とする。

(d) 譲渡制限付株式報酬

- ・譲渡制限付株式報酬総額は、2018年8月24日開催の第51期定時株主総会における決議により、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で年額25百万円以内を総枠とする。
- ・対象取締役に対して新たに発行するまたは処分する株式の総数は、年2万5千株以内とする。
- ・各取締役の譲渡制限付株式報酬は、規定の定めに従い役位ごとに算出し、9月の取締役会で決定し、一定の時期に支給する。
- ・譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とする。なお、無償取得事由の定めに該当した場合は、契約の定めに従い、当社が譲渡制限付株式を無償で取得する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	82 (6)	45 (6)	23 (-)	13 (-)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	16 (4)	16 (4)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	98 (10)	61 (10)	23 (-)	13 (-)	13 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、2021年8月27日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名の在任中の報酬等が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
4. 非金銭報酬等として取締役(社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の報酬限度額は、1990年8月30日開催の第23期定時株主総会において年額250万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。
6. 上記取締役の報酬限度額とは別枠として、取締役(社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を、2018年8月24日開催の第51期定時株主総会において、年額250万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は1名)です。
7. 監査役の報酬限度額は、1990年8月30日開催の第23期定時株主総会において年額300万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
8. 当社は2018年8月24日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって取締役退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、取締役退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いただいております。これに基づき、上記のほか当事業年度中に退任した取締役2名に対して470万円の取締役退職慰労金を支給しております。なお、支給金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役諸星信也氏は、広告システム研究所所長、東京コンサルティング株式会社顧問であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役一瀬益夫氏は、東京経済大学名誉教授であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役椎名健二氏は、中村・椎名法律事務所の弁護士(東京弁護士会)であります。当社は中村・椎名法律事務所に所属する他の弁護士と法律顧問契約を締結しております。
- ・監査役上蘭朗氏は、上蘭朗公認会計士事務所所長、カウンスードコンサルティング株式会社代表取締役、カウンスード税理士法人代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況	
	出席状況、発言状況及び 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 諸 星 信 也	当事業年度中に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 同氏は、取締役会において、情報システム関連技術者及び上場企業の上級管理者の経験に基づき、適宜、必要な発言を行う等、期待される役割、責務を十分に発揮しております。また指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 一 瀬 益 夫	当事業年度中に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 同氏は、取締役会において、経営論等の専門性に基づく高い見地から適宜、必要な発言を行う等、期待される役割、責務を十分に発揮しております。また投資審査諮問委員会の委員であります。また当事業年度に委員会は開催されていません。
監査役 椎 名 健 二	当事業年度中に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会6回の全てに出席いたしました。 同氏は、弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行う等、期待される役割、責務を十分に発揮しております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 上 園 朗	当事業年度中に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会6回の全てに出席いたしました。 同氏は、公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行う等、期待される役割、責務を十分に発揮しております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

四谷監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	16百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、2015年7月6日開催の監査役会で決議した「会計監査人の解任又は不再任の判断基準」に該当した場合には、監査役会規則に則り、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容を決定する方針です。

また、会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の理由を報告します。

「会計監査人の解任又は不再任の判断基準」

- ・会社法第340条第1項各号に該当したとき
- ・会社法、公認会計士法等の法令違反により監督官庁から行政処分その他の措置を受けたとき
- ・日本公認会計士協会の上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿の登録が取り消されたとき
- ・会計監査人の能力、組織及び体制（審査体制を含む）、監査の品質、独立性等において監査を遂行するに不十分であると判断したとき
- ・職務上の義務違反があったとき

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、法令、定款及び社会倫理の遵守が企業活動の前提となることを、行動規範／行動指針を通し取締役、監査役、使用人に周知徹底を行う。
 - ロ. 当社は、組織総合規程、職務分掌細則、決裁権限細則、稟議規程等を制定し、職務の執行と範囲を明確に定める。
 - ハ. 取締役は、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努める。
 - ニ. 監査役は当社グループ各社のコンプライアンス状況を監視し、取締役に對し改善を助言又は勧告しなければならない。
 - ホ. 内部監査部門は、各部門の業務を監視し不正等を発見した場合、代表取締役社長に報告するとともに改善を勧告しなければならない。また、内部統制システムに関する独立的な評価を行い、代表取締役社長に報告する。
 - ヘ. 内部統制管理責任者及び内部統制事務局を定め、内部統制システムの構築・運用・改善を推進する。
 - ト. 取締役、使用人等は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われるおそれがあることに気づいたときは、内部通報規程に基づき速やかに社内窓口又は社外の顧問弁護士に對し、通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に對して当社は不利益な取り扱いを行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 文書管理規程及び文書管理規程細則に基づいて、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
 - ロ. 取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書又は電磁的媒体を閲覧できるものとする。
- ③ リスクの管理に関する規程その他の体制
 - イ. 内部統制管理責任者は、管理部及び関連部署と連携し、当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。
 - ロ. 取締役会は、内部統制管理責任者より重要なリスク情報について報告を受け、当該リスクへの対応やその他必要な施策を実施する。不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し統括的な危機管理を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ロ. 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤役員連絡会を原則週1回開催し業務執行に関わる意見交換等を行うとともに、取締役・監査役・その他検討事項に応じた責任者等が出席する経営会議を原則月1回開催することにより、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し慎重な意思決定を行う。
 - ハ. 業務の運営・執行については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標の明確な設定、各部門への目標付与を行い、各部門においてはその目標達成に向けた具体策を立案・実行する。

- ⑤ 当社及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社取締役会は、グループ会社共通の企業理念、行動規範／行動指針を策定し、グループ全体に周知徹底する。
 - ロ. グループ会社統括は、内部統制管理責任者と連携し、各グループ会社の内部統制システムの構築・運用・改善を推進する。
 - ハ. 当社取締役、部門長、グループ会社の社長は、各担当部門の業務執行及び財務報告に係る適切性を確保する内部統制システムの確立と運用の権限と責任を有する。
- 二. 内部監査部門は、グループ各社の業務を監視し不正等を発見した場合、代表取締役社長に報告するとともに改善を勧告しなければならない。また、内部統制システムに関する独立的な評価を行い、代表取締役社長に報告する。
- ホ. グループ会社の取締役、使用人等は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われるおそれがあることに気づいたときは、内部通報規程に基づき速やかに社内窓口又は社外の顧問弁護士に対し、通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して当社は不利益な取り扱いを行わない。
- ヘ. グループ会社の社長、もしくはグループ会社統括は、グループ会社の経営について当社取締役会において事業内容の定期的な報告を行う。また、重要案件において、グループ会社の社長は、グループ会社統括と協議し、グループ会社での協議結果を当社取締役会に随時報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が求めた場合、監査役は職務を補助のための使用人を配置し、その人事については取締役と監査役が協議して決定する。
- ⑦ 監査役は職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査部門の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関し、取締役、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- イ. 当社及び当社グループの取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び以下に定める事項について、監査役にその都度報告するものとする。
 - (a) 内部統制システム構築に関する事項
 - (b) 当社の重要な会計方針、会計基準の変更に係る事項
 - (c) 重要な開示に関する事項
 - (d) 監査役から要求された会議議事録に関する事項
 - (e) その他コンプライアンス上重要な事項
 - ロ. 監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を与えている。
 - ハ. 当社及び当社グループは、監査役に対して報告したことを理由として不利益な扱いをすることを禁止する。
- ⑨ その他監査役は監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- イ. 監査役は、職務遂行にあたり取締役会及び重要な会議の出席、稟議書等業務に関する重要な文書を閲覧することができる。

ロ. 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

ハ. 監査役は職務について生じる費用について請求することができ、当該請求が職務執行に必要でないと認められる場合を除き、当該請求に基づき支払いを行う。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監理する。

ロ. 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制システム構築を推進し、その整備・運用の評価を行う。

(内部統制システムの運用状況の概要)

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備しておりますほか、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

① コンプライアンスに対する取組み

コンプライアンス意識の徹底を図るべく定期的な教育を実施することとしており、ハラスメント、内部通報制度、情報セキュリティなどについての教育を実施しました。

経営監査室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程などの遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務対応が適切になされているかについても確認しています。

② リスクマネジメントに対する取組み

リスクマネジメントにつきましては、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施することとしており、「内部統制リスクマネジメント基準」に基づき、リスクの識別、分類、分析、評価についての定期見直しを実施し、対応策の実施状況の検証を行いました。

③ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

内部統制事務局が各部門に赴き、業務プロセスの実施者と一緒にウォークスルーを実施することで、リスクや対応の見直しを行い内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性と遵守の教育を実施しました。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した監査実施計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しました。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えており、当社株式に対する大規模な買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案又は買付行為の是非についての判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものであると考えております。

しかしながら、当社のビジネスは、株主の皆様をはじめ、顧客企業や従業員、地域社会など様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる安定的かつ健全な体制を構築し、社会から必要とされる高品質なサービスを提供していくことが、当社企業価値を高めていく上で不可欠な要件となっております。

近年、新しい法制度、企業買収環境及び企業文化の変化等を背景として、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。また、株式の大量取得行為の中には、(a) 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、(b) 株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、(c) 対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、(d) 対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案が行われ、その買付提案が実行された場合、当社がこれまで育成してまいりました当社の特色である信頼性、公共性、中立性、経営の安定性、ブランド・イメージ等をはじめ、株主の皆様はもとより、顧客企業、取引先、地域社会、従業員その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値への影響、ひいては株主共同の利益を毀損する可能性があります。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないとして、当該者による大量取得行為に対して必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の向上及び基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社の企業価値の源泉を踏まえて、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、中期経営計画の推進とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組みしております。以下に掲げる取組みは、いずれも本基本方針の実現に資するものと考えております。

イ. 当社の経営方針

当社は制御、組込分野に特化したソフトウェア受託開発業務を行っており、お客様の満足度向上のためサービスをキーワードとして品質・納期・価格・セキュリティの4項目に重点を置き信頼できるソリューションを提供してまいります。具体的には

- (a) お客様に満足していただける付加価値の高い製品を提供する。
- (b) 株主の皆様の期待と信頼に応える魅力ある成長経営を目指す。
- (c) とともに働く社員に誇りを持って楽しく働ける環境と機会を公平に提供する。
- (d) 社会の発展のために安全で適価な製品を提供する。

の4点を経営方針として掲げ、中長期的な発展・成長を実現するとともに、企業の社会的責任に十分配慮し、より一層の企業価値向上を目指してまいりたいと考えております。

ロ. 中期経営計画の推進

当社グループは企業価値を高めるために中期経営計画を策定しております。

当中期経営計画（2021年6月～2024年5月）においては、人材育成のための大規模案件請負の推進、トータル・ソフトウェア・エンジニアリング・サービスのトータル度向上を基本方針としております。

人材育成のための大規模案件請負の推進としては、営業力強化を図り大規模案件を受注し、開発を通じて、新規設計能力やマネジメント力の向上などの人材育成を積極的に進めてまいります。トータ

ル・ソフトウェア・エンジニアリング・サービスのトータル度向上としては、これまでも顧客のご協力を得ながら長期的に継続している「ソフトウェアの要件定義、開発から運用・保守までをトータルにサービスすることで、顧客に最大のメリットを提供する」という取組みを、各セグメントの事業環境に応じてさらなるトータル度向上を図り、顧客への付加価値向上を狙ってまいります。

ハ. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社グループでは経営の透明性・健全性の観点から、コーポレート・ガバナンスは経営上の重要課題の一つと認識しております。経営環境や市場の変化、顧客の動向に素早く対応するため、迅速かつ適正な意思決定を図ると同時に、取締役会及び監査役会の機能向上に努めております。この考えに基づき、

- (a) 重要な業務執行の決定はすべて取締役会に付議され迅速に決定されており、その執行の監視は取締役間相互にて牽制機能をもって行っております。
- (b) 株主が業績結果に基づいた取締役評価をより適時に行えるように、取締役の任期は一年となっております。
- (c) 取締役会の任意の諮問委員会として代表取締役社長をのぞく常勤取締役、社外取締役、監査役から選任される指名・報酬諮問委員会及び投資審査諮問委員会を設置し、経営監督機能の向上に努め、株主重視の経営を推進しております。
- (d) 監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されており、ガバナンスのあり方とその運営について監視し、取締役の職務執行を含む日常的な経営活動の監査を行っております。監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとし、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を与えられております。
- (e) 取締役及び監査役に監査結果の報告を行う独立した内部監査部門として経営監査室を設置し、内部監査規程に基づき各部門の会計監査・業務監査・コンプライアンス監査・内部統制監査を実施しております。
- (f) グループ会社を含めた全取締役、従業員が、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われるおそれがあることに気づいたときは、速やかに管理部あるいは社外の顧問弁護士に対し通報・相談を行い、内部統制の自浄化を図る体制を整備しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式に対する大規模な買付提案及び買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案すること、株主の皆様がかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報及び時間を確保すること、並びに株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みを確保することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同利益を確保するために必要であると判断いたしました。

今後、当社は、当社株式の大規模買付けを行おうとする者に対しては、株主の皆様が適切な判断を行うために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を表明・開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法、及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要施策として位置付けております。その方法として、

- ① 継続的な成長により株主価値を最大化すること
- ② 安定的な配当を継続すること

を実施しております。

成長の源泉として利益を確保すると同時に、安定的な配当の継続と連結配当性向概ね50%以上を目標として実施することを配当の基本方針としております。

上記の方針に基づき、当期末の配当につきましては、2022年7月7日の取締役会決議により期末配当金を1株当たり14円に5円の上場30周年記念配当を加えた19円といたしました。なお、すでにお支払いしている中間配当金14円とあわせまして、年間配当金は1株当たり33円（期首配当予想より5円増）となります。なお、当期末の配当の効力発生日は2022年8月8日といたしました。

内部留保については、経営基盤の拡大のためのM&A、新規事業、研究開発、人材への戦略的な投資に有効活用し、業績の向上を目指してまいります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、会社法第459条第1項各号の法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

また、剰余金の配当としての期末配当は毎年5月31日、中間配当は毎年11月30日を基準日としております。

連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,522,202	流 動 負 債	1,997,160
現 金 及 び 預 金	3,755,256	買 掛 金	139,160
売 掛 金	2,121,552	未 払 法 人 税 等	209,153
契 約 資 産	339,246	賞 与 引 当 金	1,209,927
電 子 記 録 債 権	830,935	役 員 賞 与 引 当 金	23,968
有 価 証 券	1,300,602	瑕 疵 補 修 引 当 金	4,583
仕 掛 品	82,268	そ の 他	410,368
そ の 他	92,341	固 定 負 債	67,005
固 定 資 産	3,213,679	長 期 未 払 金	66,839
有 形 固 定 資 産	218,440	そ の 他	166
建 物 及 び 構 築 物	104,004	負 債 合 計	2,064,166
工 具 、 器 具 及 び 備 品	43,897	純 資 産 の 部	
土 地	70,538	株 主 資 本	9,210,487
無 形 固 定 資 産	48,576	資 本 金	1,487,409
投 資 そ の 他 の 資 産	2,946,662	資 本 剰 余 金	2,267,368
投 資 有 価 証 券	2,359,933	利 益 剰 余 金	6,085,307
繰 延 税 金 資 産	261,639	自 己 株 式	△629,598
そ の 他	325,089	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	461,228
資 産 合 計	11,735,882	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	421,787
		為 替 換 算 調 整 勘 定	39,440
		純 資 産 合 計	9,671,715
		負 債 純 資 産 合 計	11,735,882

連結損益計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売	上	高				7,947,225
売	上	原	価			6,183,257
売	上	総	利	益		1,763,968
販	売	費	及	び	一	般
管	理	費				988,768
営	業	利	益			775,200
営	業	外	収	益		
受	取	利	息		14,274	
受	取	配	当	金	21,397	
受	取	保	険	金	10,000	
保	険	解	約	返	戻	金
保	険	配	当	金	455	
雑		収	入		6,135	72,681
営	業	外	費	用		
寄		付	金		5,000	
障	害	者	雇	用	納	付
為		替	差	損		
租		税	公	課		
雑		損	失		1,571	39,685
経	常	利	益			808,196
特	別	損	失			
固	定	資	産	除	却	損
投	資	有	価	証	券	評
					価	損
					2,178	2,178
税	金	等	調	整	前	当
					期	純
					利	益
						806,017
法	人	税	、	住	民	税
					及	び
					事	業
					税	
法	人	税	等	調	整	額
						△36,642
当	期	純	利	益		532,838
親	会	社	株	主	に	帰
					属	す
					る	当
					期	純
					利	益
						532,838

連結株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,487,409	2,250,481	5,811,732	△585,923	8,963,700
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			9,807		9,807
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	1,487,409	2,250,481	5,821,540	△585,923	8,973,508
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△269,071		△269,071
親会社株主に帰属する当期純利益			532,838		532,838
自 己 株 式 の 取 得				△117,750	△117,750
自 己 株 式 の 処 分		16,886		74,074	90,961
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	16,886	263,767	△43,675	236,978
当 期 末 残 高	1,487,409	2,267,368	6,085,307	△629,598	9,210,487

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	701,470	10,713	712,183	9,675,884
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額				9,807
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	701,470	10,713	712,183	9,685,692
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△269,071
親会社株主に帰属する当期純利益				532,838
自 己 株 式 の 取 得				△117,750
自 己 株 式 の 処 分				90,961
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△279,682	28,727	△250,955	△250,955
当 期 変 動 額 合 計	△279,682	28,727	△250,955	△13,976
当 期 末 残 高	421,787	39,440	461,228	9,671,715

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- | | |
|-----------|-------------|
| ・連結子会社の数 | 1社 |
| ・連結子会社の名称 | 大連艾普迪科技有限公司 |

(2) 連結の範囲の変更

当社の連結子会社でありました株式会社アルゴリズム研究所は、当社を存続会社とする吸収合併（合併期日：2021年6月1日）により消滅したため、連結範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の株式会社大連艾普迪科技有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、3月31日において仮決算を実施したうえ連結計算書類を作成しております。なお、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

ロ) その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
- ・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しておりますが、在外連結子会社は定額法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 8年 ～ 50年

工具、器具及び備品 3年 ～ 15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法を採用しております（自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法）。また、在外連結子会社では定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上方法

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に充てるため、将来支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④ 受注損失引当金……………受注案件の損失に備えるため、受注済案件のうち連結会計年度末において損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについては、将来発生が見込まれる損失を引当計上しております。
- ⑤ 瑕疵補修引当金……………ソフトウェアの開発契約において保証期間中の瑕疵担保費用等の支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額と、個別に把握可能な瑕疵補修見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、契約開始時において、一定期間にわたり充足する履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断されるものについては、一時点で充足する履行義務としています。

一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、システム開発における請負契約が含まれております。これらの契約は期末日における原価総額の見積りに対する累積実際発生原価の割合に応じた金額で履行義務の充足に係る進捗率を見積り、当該進捗率に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法にて計上しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合は、原価回収基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、これまで受注制作のソフトウェア開発に係る契約のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用していましたが、少額もしくはごく短期の契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合は、原価回収基準を適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高が291,979千円、売上原価が227,076千円、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が64,903千円それぞれ増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は9,807千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」、「契約資産」にそれぞれ区分して表示することといたしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「受取保険金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「受取保険金」は12千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産 土地 27,588千円
 なお、当連結会計年度末には、担保に係る債務はありません。

2. 当座貸越契約

当座貸越限度額	100,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	100,000千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 615,062千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	10,645,020	—	—	10,645,020
自己株式				
普通株式	968,505	150,000	117,579	1,000,926

(変動事由の概要)

自己株式の普通株式増加数及び減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	150,000株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	117,579株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年7月8日 取締役会	普通株式	135,471	14.00	2021年5月31日	2021年8月10日
2021年12月28日 取締役会	普通株式	133,600	14.00	2021年11月30日	2022年2月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年7月7日 取締役会	普通株式	183,237	利益剰余金	19.00	2022年5月31日	2022年8月8日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い金融資産に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクが存在します。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクが存在します。

営業債務である買掛金は、ほぼ2か月以内の支払期日であり流動性リスクが存在します。未払法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、すべて1年以内に納付期日が到来します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、経理部が得意先別に記録・整理して定期的に管理しております。また事業部門長が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、資金計画に基づき、「決裁権限細則」の所定決裁を経て、格付の高い債券のみを対象として運用しているため、信用リスクは僅少であります。

当連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

月次の取引実績は、経理部を所管する役員及び取締役会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理部が毎月、資金繰計画を作成・更新するとともに取締役会に報告することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち51.3%が大口顧客（上位2社）に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。（※2を参照ください。）

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	2,402,389	2,399,970	△2,419
② その他有価証券	1,241,638	1,241,638	－
合計	3,644,027	3,641,608	△2,419

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格がない株式等は「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表価額
非上場株式	16,509

(注) 1 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,755,256	－	－	－
売掛金	2,121,552	－	－	－
電子記録債権	830,935	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	1,100,000	1,300,000	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの (その他)	200,000	200,000	－	－
合計	8,007,744	1,500,000	－	－

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	840,895	－	－	840,895
社債	－	400,743	－	400,743
合計	840,895	400,743	－	1,241,638

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	2,402,389	－	2,402,389
合計	－	2,402,389	－	2,402,389

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社が保有する社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	制御システム	自動車システム	特定情報システム	組込システム	産業・ICTソリューション	
顧客との契約から生じる収益	1,408,868	1,871,121	739,127	1,223,032	2,705,075	7,947,225
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,408,868	1,871,121	739,127	1,223,032	2,705,075	7,947,225

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,065,137	2,952,487
契約資産	122,375	339,246
契約負債	—	—

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約資産に含まれていた金額は102,457千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,002円86銭
1株当たり当期純利益	55円63銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,329,283	流 動 負 債	2,004,802
現 金 及 び 預 金	3,600,442	買 掛 金	159,138
電 子 記 録 債 権	830,935	未 払 金	377,262
売 掛 金	2,086,092	未 払 費 用	13,360
契 約 資 産	339,246	未 払 法 人 税 等	209,153
有 価 証 券	1,300,602	預 り 金	16,228
仕 掛 品	82,811	賞 与 引 当 金	1,201,042
前 払 費 用	74,003	役 員 賞 与 引 当 金	23,968
そ の 他	15,149	瑕 疵 補 修 引 当 金	4,583
固 定 資 産	3,206,309	そ の 他	64
有 形 固 定 資 産	213,813	固 定 負 債	67,005
建 物	99,982	長 期 未 払 金	66,839
構 築 物	4,022	そ の 他	166
工 具 、 器 具 及 び 備 品	39,270	負 債 合 計	2,071,807
土 地	70,538	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	46,555	株 主 資 本	9,041,996
ソ フ ト ウ エ ア	45,393	資 本 金	1,487,409
そ の 他	1,161	資 本 剰 余 金	2,223,323
投 資 そ の 他 の 資 産	2,945,940	資 本 準 備 金	2,174,175
投 資 有 価 証 券	2,359,933	そ の 他 資 本 剰 余 金	49,148
関 係 会 社 出 資 金	10,000	利 益 剰 余 金	5,960,861
長 期 前 払 費 用	54,651	利 益 準 備 金	65,370
繰 延 税 金 資 産	261,639	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,895,490
そ の 他	259,716	別 途 積 立 金	3,300,150
資 産 合 計	11,535,592	繰 越 利 益 剰 余 金	2,595,340
		自 己 株 式	△629,598
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	421,787
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	421,787
		純 資 産 合 計	9,463,784
		負 債 純 資 産 合 計	11,535,592

損 益 計 算 書

(2021年 6 月 1 日から
2022年 5 月31日まで)

(単位：千円)

科 目										金 額		
売	上				高						7,804,044	
売	上				原	価					6,060,008	
売	上				総	利	益				1,744,035	
販	売	費	及	び	一	般	管	理	費		951,384	
営	業				利	益					792,651	
営	業				外	収	益					
	受	取				利	息	25				
	有	価				証	券	利	息	13,864		
	受	取				配	当	金	21,397			
	受	取				手	数	料	2,297			
	受	取				保	険	金	10,000			
	保	険	解	約	返	戻	金	20,418				
	保	険				配	当	金	455			
	雑					収	入	866		69,326		
営	業				外	費	用					
	寄					付	金	5,000				
	障	害	者	雇	用	納	付	金	2,700			
	減	価				償	却	費	1,048			
	租	税				公	課	13,465				
	雑					損	失	522		22,737		
経	常				利	益					839,241	
特	別				利	益						
	抱	合	せ	株	式	消	減	差	益	134,610	134,610	
特	別				損	失						
	固	定	資	産	除	却	損	0				
	投	資	有	価	証	券	評	価	損	2,178	2,178	
税	引	前	当	期	純	利	益				971,672	
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	310,000
法	人	税	等		調	整	額				△34,672	
当	期				純	利	益				696,344	

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から)
(2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
						別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,487,409	2,174,175	32,261	2,206,436	65,370	3,300,150	2,158,259	5,523,780	△585,923	8,631,703
会 計 方 針 の 変 更 に よる累積的影響額							9,807	9,807		9,807
会 計 方 針 の 変 更 を 反映した当期首残高	1,487,409	2,174,175	32,261	2,206,436	65,370	3,300,150	2,168,067	5,533,588	△585,923	8,641,511
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△269,071	△269,071		△269,071
当 期 純 利 益							696,344	696,344		696,344
自 己 株 式 の 取 得									△117,750	△117,750
自 己 株 式 の 処 分			16,886	16,886					74,074	90,961
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	16,886	16,886	－	－	427,273	427,273	△43,675	400,484
当 期 末 残 高	1,487,409	2,174,175	49,148	2,223,323	65,370	3,300,150	2,595,340	5,960,861	△629,598	9,041,996

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	701,470	701,470	9,333,174
会 計 方 針 の 変 更 に よる累積的影響額			9,807
会 計 方 針 の 変 更 を 反映した当期首残高	701,470	701,470	9,342,982
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△269,071
当 期 純 利 益			696,344
自 己 株 式 の 取 得			△117,750
自 己 株 式 の 処 分			90,961
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△279,682	△279,682	△279,682
当 期 変 動 額 合 計	△279,682	△279,682	120,802
当 期 末 残 高	421,787	421,787	9,463,784

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社及び関連会社株式……移動平均法による原価法

② 満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

③ その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 8年～50年

工具、器具及び備品 3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、将来支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

(4) 受注損失引当金……受注案件の損失に備えるため、受注済案件のうち事業年度末において損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについては、将来発生が見込まれる損失を引当計上しております。

(5) 瑕疵補修引当金……ソフトウェアの開発契約において保証期間中の瑕疵担保費用等の支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額と、個別に把握可能な瑕疵補修見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、契約開始時において、一定期間にわたり充足する履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断されるものについては、一時点で充足する履行義務としています。

一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、システム開発における請負契約が含まれております。これらの契約は期末日における原価総額の見積りに対する累積実際発生原価の割合に応じた金額で履行義務の充足に係る進捗率を見積り、当該進捗率に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法にて計上しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合は、原価回収基準を適用しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、これまで受注制作のソフトウェア開発に係る契約のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しておりましたが、少額もしくはごく短期の契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合は、原価回収基準を適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の売上高が291,979千円、売上原価が227,076千円、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が64,903千円それぞれ増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は9,807千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「売掛金」、「契約資産」にそれぞれ区分して表示することといたしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「受取保険金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「受取保険金」は12千円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産 土地 27,588千円
なお、当事業年度末には、担保に係る債務はありません。

2. 当座貸越契約

当座貸越限度額 100,000千円
借入実行残高 - 千円
差引額 100,000千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 596,142千円

4. 関係会社に対する金銭債権 444千円

5. 関係会社に対する金銭債務 26,634千円

6. 取締役、監査役に対する長期金銭債務

長期末払金は、取締役及び監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給にかかる債務であります。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引 業務委託費 316,015千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	968,505	150,000	117,579	1,000,926

(変動事由の概要)

増加数及び減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加 150,000株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 117,579株

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金等		405,376千円
未払役員退職慰労金		15,093千円
投資有価証券評価損		6,361千円
未払事業税・未払事業所税		20,221千円
一括償却資産		3,303千円
減損損失		8,089千円
その他		38,004千円
繰延税金資産小計		496,450千円
評価性引当額		△48,660千円
繰延税金資産合計		447,790千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		186,150千円
繰延税金負債合計		186,150千円
繰延税金資産の純額		261,639千円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	大連艾普迪科技有限公司	所有 直接100%	システム開発 業務委託	業務委託費 (注)	316,051	買掛金	26,634

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 業務委託費については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

(収益認識に関する注記)
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(1株当たり情報に関する注記)	
1株当たり純資産額	981円30銭
1株当たり当期純利益	72円70銭
算定上の基礎は次のとおりであります。	
純資産額	9,463,784千円
当期純利益	696,344千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	696,344千円
普通株式の期中平均株式数	9,578,473株
(注) 潜在株式は存在しません。	

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)
記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月15日

日本プロセス株式会社
取締役会 御中

四谷監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 田 口 邦 宏
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 下 條 伸 孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本プロセス株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本プロセス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月15日

日本プロセス株式会社
取締役会 御中四谷監査法人
東京都千代田区指定社員 公認会計士 田 口 邦 宏
業務執行社員指定社員 公認会計士 下 條 伸 孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本プロセス株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人四谷監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人四谷監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月25日

日本プロセス株式会社 監査役会

常勤監査役	浦 山	一	㊞
社外監査役	椎 名 健	二	㊞
社外監査役	上 蘭	朗	㊞

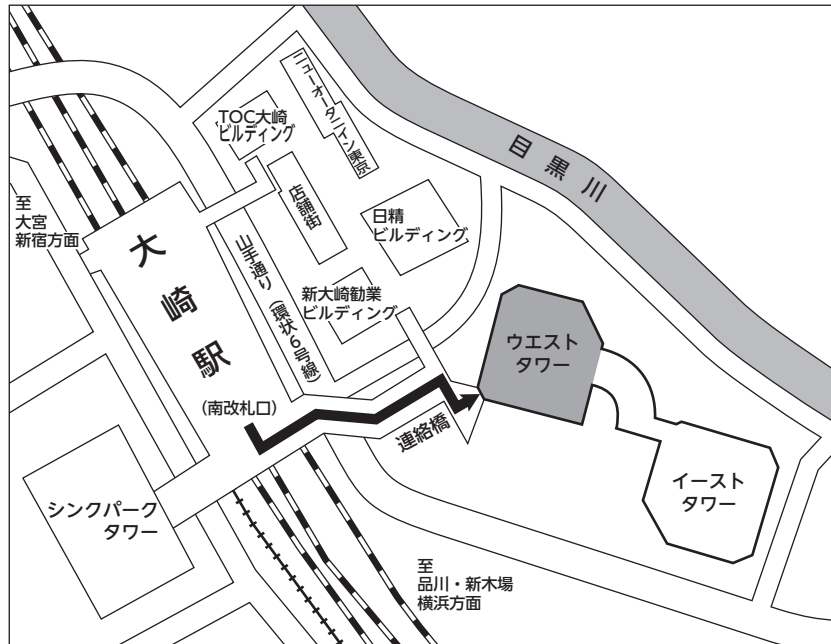
以 上

第55期定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 地下1階 ゲートシティホール

交 通 J R山手線、埼京線、湘南新宿ライン、東京臨海高速鉄道りんかい線
「大崎駅」下車、新東口（南改札口）より徒歩3分

会場付近略図



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。